

## 福島市告示第63号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定に基づき、令和8年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を次のとおり実施する。

令和8年3月31日

福島市長 馬場 雄基

### 1 縦覧期間

令和8年4月1日から4月30日までの間、午前8時30分から午後5時まで。

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

### 2 縦覧場所

福島市役所資産税課